

令和7年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月26日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	関山	美智子	4番	小林	茂
----	----	-----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について

会議の状況

【議長】

おはようございます。今日は農地パトロールがありますので、早速、総会を始めさせていただきます。

それでは令和7年度、第6回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第6回総会の議事録署名委員につきましては3番関山委員、4番小林委員にお願いします。

続きまして日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっておりまして、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第5条による転用1件の届出を受理しております。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは釜野橋交差点の北側の位置にある山西地内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、8月総会で報告された案件ですが、譲受人に変更があったため改めて届出がありました。

なお、相手方への届出の受理通知書については9月2日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は当初、令和6年6月1日から令和8年5月31日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業会議を間に入れた利用権設定を受けていましたが、今回、地権者から神奈川県農業会議への賃借は継続したまま、神奈川県農業会議から賃借人への賃借権について解約を行うというもので合意解約に至ったため、農地法第18条第6項の規定による通知書が提出されました。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図2のとおり川勾地区内の2筆となっております。

また、新たに借りていただける方について、近隣で農地を借りている方などにはお声がけをしているのですが、まだ見つかっていない状況ですので、どなたか心当たりがあればお教えいただければと存じます。

報告事項については以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時40分閉会